

○プロポーザル参加手続チェックリスト（プロポーザル参加者用）

No.	局 面	項 目	チェック欄
1	公募開始	プロポーザルへの参加検討にあたっては、公募開始に伴って会津若松市が公表した募集要項、要求水準書その他関係資料等を熟読し、手続や業務内容を確認する。	
2	質問書の提出	募集要項や要求水準書等に関する質問は、所定の様式を市ホームページからダウンロードして FAX 又はメールで行う。 ☞ 質問書（第2号様式）	
3	参加資格具備の確認	会津若松市の入札参加資格を有しているか確認する。 (入札参加資格登録が参加要件でない場合を除く。)	
4		会津若松市の入札参加資格を有している場合、有効期間内であるか確認する。 ☞ 毎年度、登録更新の手續が必須 (未更新により参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、資格が失効しないよう留意。)	
5		会津若松市の入札参加資格登録を有していない場合、新規登録手續を行う。（登録が参加要件でない場合を除く。） ☞ 新規登録申請可能期間に注意	
6		資本関係（会社法上の親会社子会社）・人的関係（取締役の兼務等）を有する他者が参加しないことを確認する。 ☞ 参加した場合、原則として両社とも失格	
7		その他募集要項に記載のプロポーザル参加要件（資格、実績等）がある場合は、それらを満たしているか確認する。	
8	参加意向の申出	参加意向申出書を市ホームページからダウンロードし、FAX 又はメールで担当課に提出する。 ☞ 参加意向申出書（第3号様式）	
9		FAX 又はメールによる参加意向申出書提出後は、担当課に電話し、着信確認を行う。	

10	提案書等の作成	<p>提出書類一式（※標準的な内容であり、提出様式等が追加又は削除される可能性があります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①表紙 ②提案者の概要 ③実施方針 ④実施体制 ⑤類似業務の実績 ⑥企画提案 ⑦実施計画 ⑧参考見積書 ⑨資本関係・人的関係調書…本市入札参加資格登録業者は不要 ⑩暴力団に関する調査同意書…本市入札参加資格登録業者は不要。押印あり。 ⑪その他募集要項指定の提出資料…指定がある場合のみ 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
11		選考委員会で行うプレゼンテーションでは、新たな内容の提示は認められないことを念頭に、提案書を作成する。	
12		その他、募集要項に定める提案書等の作成留意点及び提出枚数等を遵守の上、提案書等を作成する。	
13		募集要項に定める失格要件に該当しないことを確認したか。	
14	提案書の提出	参加意向申出書の提出後、担当課から参加資格確認の通知を受ける。	
15		<p>提案書の提出は、郵送提出のみ認められていることから、募集要項記載の提出方法を確認しながら郵送の準備を行う。</p> <p>☞市役所へ直接持参又は郵送した場合は、受理されない。</p>	
16		提案書一式の提出に当たっては、局留め郵便の保管期間（10日間）を踏まえ、最寄りの郵便局の窓	

		口に持参し、会津若松郵便局留郵便の手続を行う。	
17	ヒアリング	プレゼンテーション・ヒアリングに係る集合時間について、担当課（事務局）から連絡があったことを確認する。	
18		プレゼンテーション・ヒアリング参加者は募集要項に示された人数以内とする。	
19	受託候補者の決定通知	受託候補者の決定について、担当課より通知があった確認する。	
20	契約締結まで	要求水準書及び提案書を基に担当課と協議を行い、仕様書案作成に協力する。	
20		担当課からの見積書提出依頼を受け、見積書を作成し、期限までに提出する。	
21		受託者としての決定の連絡を受け、契約書案等を受領し、契約書の内容の確認、収入印紙の貼付及び割印、押印等を行い、担当課へ返送する。	
22		その他、仕様書等の定めるところにより、担当課に対して必要な書類を提出する。	